

豊中市消費者教育推進計画連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消費者教育の推進に関する法律(平成24年8月22日法律第61号)第10条第2項に規定に基づく豊中市消費者教育推進計画(以下「計画」という。)を総合的かつ一体的に推進するため、豊中市消費者教育推進計画連絡会議(以下「連絡会議」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の進行管理に関すること。
- (2) 計画に係る施策等に関する情報交換や連携調整に関すること。
- (3) 計画の中間見直し及び改定に関すること
- (4) その他、計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 議長は、市民協働部長の職にある者をもって充てる。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(実務担当者会議)

第5条 計画に関し、具体的な事業等に関する情報交換及び連携・協働を進めるため、連絡会議に実務担当者会議を置く。

- 2 実務担当者会議は、別表2に掲げる課及び関係機関に所属する者の中から、所属長の推薦を受けたもの及び別表3に掲げる者をもって充てる。ただし、議長が必要と認めるときは、追加又は変更することができる。
- 3 議長は、市民協働部くらし支援課長の職にある者をもって充てる。
- 4 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 実務担当者会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 連絡会議及び実務担当者会議の庶務は、市民協働部くらし支援課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表1 連絡会議委員

市民協働部長
市民協働部くらし支援課長
市民協働部人権政策課長
都市経営部広報戦略課長
環境部ゼロカーボンシティ推進課長
市民協働部コミュニティ政策課長
福祉部地域共生課長
福祉部障害福祉課長
福祉部長寿安心課長
健康医療部保健安全課長
こども未来部こども政策課長
教育委員会事務局学校教育課長
教育委員会事務局学び育ち支援課長
豊中市社会福祉協議会事務局長

別表2 実務担当者会議委員

市民協働部くらし支援課
市民協働部人権政策課
都市経営部広報戦略課
環境部ゼロカーボンシティ推進課
市民協働部コミュニティ政策課
福祉部地域共生課
福祉部障害福祉課
福祉部長寿安心課
健康医療部保健安全課
こども未来部こども政策課
教育委員会事務局学校教育課
教育委員会事務局学び育ち支援課
豊中市社会福祉協議会

別表3 実務担当者会議委員

豊中市立学校教育認定研究会中学校技術家庭科研究会代表

生活情報センターくらしかん登録グループ会員